

職員向け資料 (案) 概要版

目 次

Q&A

Q 1. 建設副産物にはどのようなものがあるのか？	1
Q 2. 建設廃棄物にはどのような課題があるのか？	2
Q 3. 中部における建設リサイクルの現状は？	3
Q 4. 再資源化とは何を指すのか？どう行えばよいか？行う際の注意点は？	4
Q 5. 建設リサイクル法の対象となる工事は？何をすべきか？	5
Q 6. 建設リサイクル推進計画の対象となるのはどのような工事か？	7
Q 7. リサイクル原則化ルールはどのようなルールか？対象工事は？	8
Q 8. 建設リサイクルを行う際の、具体的な手順に関する指針はないか？	9
Q 9. グリーン購入法とはどのようなものか？対象工事は？	10
Q 10. 公共工事土量調査とはどのようなものか？対象となる機関と工事は？	11
Q 11. 土量調査、リサイクル原則化ルール以外の工事間利用促進策は？	12
Q 12. リサイクル原則化ルール、グリーン購入法以外のリサイクル促進策は？	12

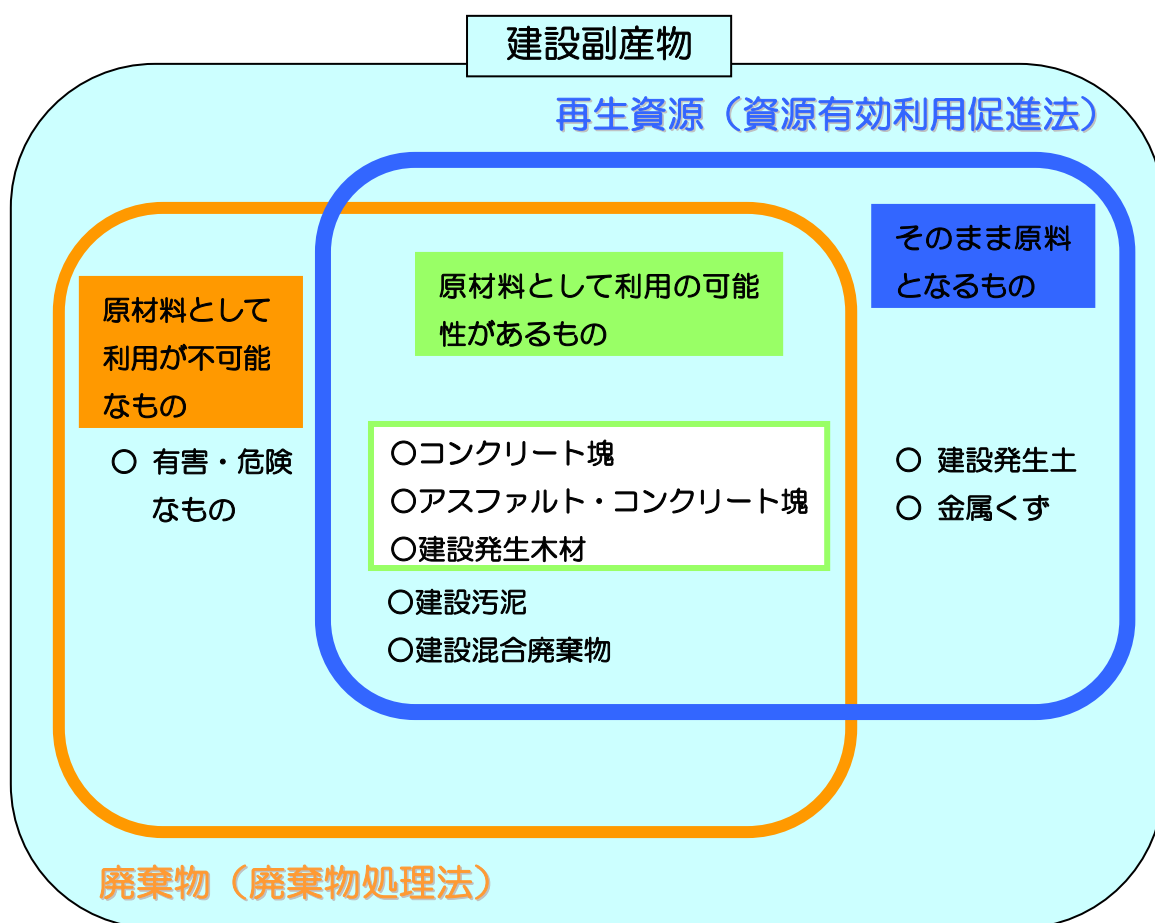
リサイクル原則化ルール

1 リサイクル原則化ルールの手順（フロー図）	13
2 リサイクル原則化ルールのチェックリスト	15

Q1. 建設副産物にはどのようなものがあるのか？

A1. 建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品で、再生資源及び廃棄物を含むものです。具体的には、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物などがあります。

<詳細>建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品を総称したものです。再生資源及び廃棄物を含みます。その関係は、以下の図のようになっています。



建設副産物には、指定副産物（建設発生土、C_o塊、A_s塊、建設発生木材）があり、「資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)」によって、再利用を促す必要のあるものとして指定されています。

また、建設廃棄物には、特定建設資材廃棄物（建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊）があり、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（略称「建設リサイクル法」）」によって再資源化が義務付けられています。

参照⇒本編 p.6～7

○ 建設リサイクルについて 1 循環型社会の構築 2 建設廃棄物、建設副産物とは

Q&A

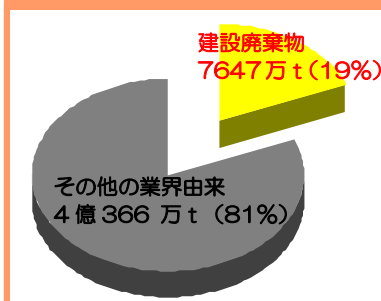
Q2. 建設廃棄物にはどのような課題があるのか？

A2. 廃棄物全体に関して、最終処分場の残余容量の不足と、不法投棄の横行が問題となっています。その中でも建設廃棄物は量が多く、不法投棄の割合も大きいことが課題となっています。

<詳細> 建設廃棄物は産業廃棄物のなかでも排出量、最終処分量の割合が大きく、不法投棄に占める割合も大きくなっており、環境に対する影響が懸念されています。

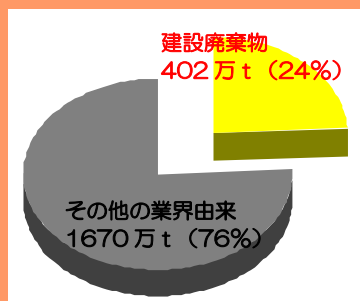
<建設廃棄物の量>

●産業廃棄物排出量



(平成20年度実績 環境省調査)

●産業廃棄物最終処分量



(全産業廃棄物の最終処分量
…平成20年度実績 環境省調査、
建設廃棄物の最終処分量
…平成20年度建設副産物実態調査)

●産業廃棄物不法投棄量



(平成22年度実績 環境省調査)

- ・ 産業廃棄物排出量のうち約2割が建設廃棄物
- ・ 産業廃棄物最終処分量のうち約2割が建設廃棄物
- ・ 産業廃棄物不法投棄量のうち約7割が建設廃棄物

廃棄物の抑制、最終処分量の削減、不法投棄の抑制に貢献するために、建設業においては積極的にリサイクルに取り組む必要があります。

Q3. 中部における建設リサイクルの現状は？

A3. 建設副産物実態調査（平成20年度）の結果では、「建設発生木材（縮減含む）」、「建設混合廃棄物」、「建設発生土」の3品目について、「建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）」で定めた再資源化率等の目標値を達成できていません。

<詳細>中部地方建設副産物対策連絡協議会では、「建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）」（以下、「中部地方版推進計画」）の中で、品目別再資源化率などの目標値を定めました。平成22年度を中間目標年度、平成24年度を目標年度として、品目ごとの再資源化（等）率（建設混合廃棄物は排出削減量、土砂は有効利用率）の目標値を設定しました。（表1）

表1 中部地方版推進計画目標値

	平成22年度 中間目標値	平成24年度 目標値
アスファルト・コンクリート塊の再資源化率	98%以上	98%以上
コンクリート塊の再資源化率	98%以上	98%以上
建設発生木材の再資源化率	77%	78%
建設発生木材の再資源化等率	94%	95%以上
建設汚泥の再資源化等率	80%	82%
建設混合廃棄物の排出量削減(H17比)	25%削減	30%削減
建設廃棄物の再資源化等率	94%	94%
建設発生土の有効利用率	86%	88%

平成20年度に実施された建設副産物実態調査の品目別再資源化率などについて、中部地方全体では、「建設発生木材（縮減含む）」、「建設混合廃棄物」、「建設発生土」の3品目が、推進計画で定められた目標値を達成できていません。（図1）

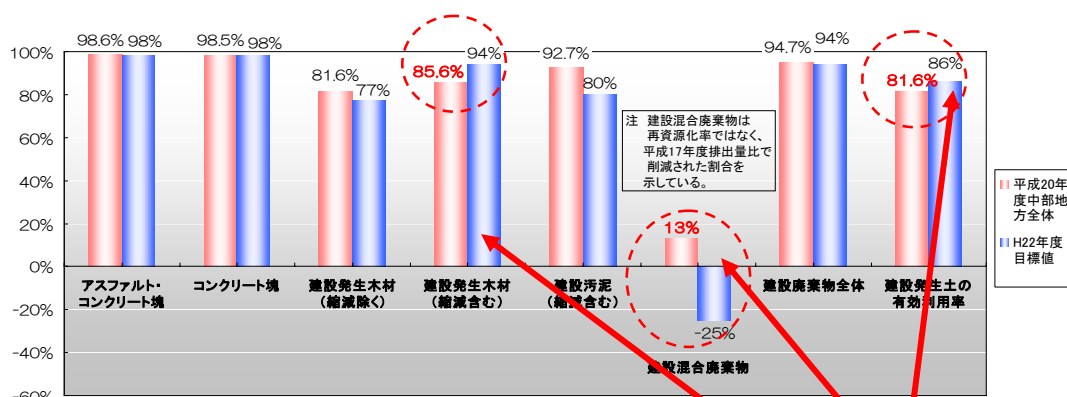


図1 H2Oセンサス・中部地方品目別再資源化率と再資源化率目標値

目標未達成

また、品目ごと、地域ごとに再資源化率の傾向が異なります。（p.14参考）各県に合わせた取組みが求められています。

Q5. 建設リサイクル法の対象となる工事は？何をすべきか？

A5. 対象となる工事は特定建設資材を使用する工事で、工事種類によって規模が指定されています。工事においては、①分別解体及び再資源化 ②届出・通知と書面報告の実施 以上二点が義務付けられています。

<詳細>建設リサイクル法では、工事において主に以下の二点が義務付けられています。

建設リサイクル法における主な義務規定

① 特定建設資材※を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うこと。

※コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート

② 届出・通知と書面報告の実施

分別解体等及び再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準については、以下の表のようになっています。

対象工事 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で下表に示す規模の基準以上の工事。

工事の種類	規模の基準
建築物解体	延床面積 80 m ²
建築物新築・増築	延床面積 500 m ²
建築物修繕・模様替え等（リフォーム等）	請負代金 1 億円
その他工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金 500 万円

工事の発注者や元請業者が行う必要がある具体的な手続きを以下の図 1 に示しました。

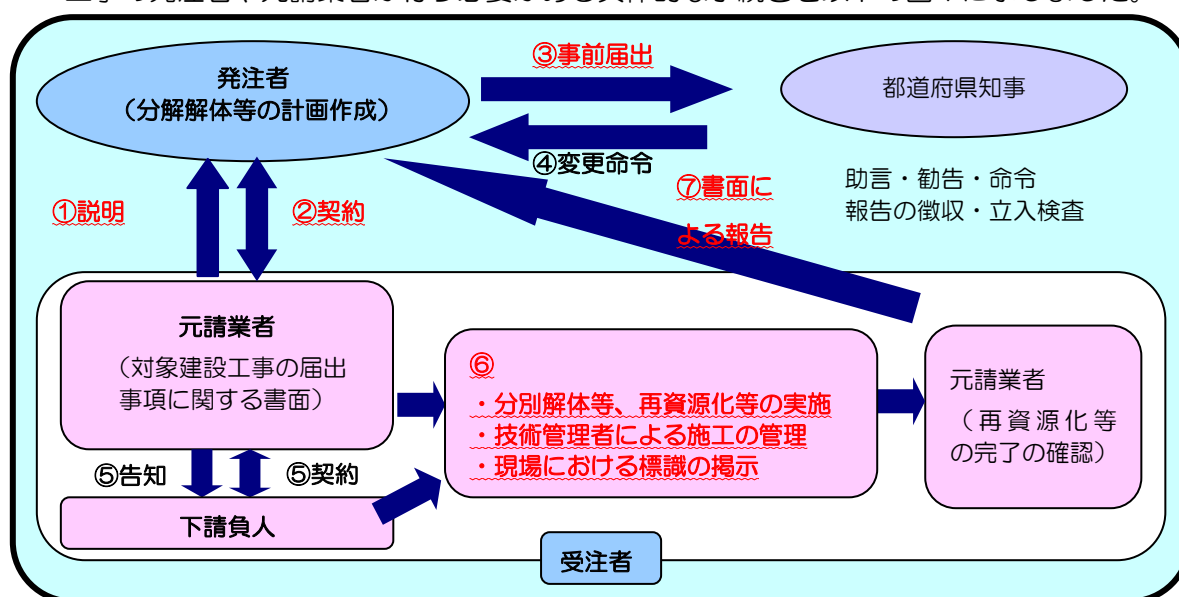


図 1 分別解体・再資源化の発注から実施の流れと、必要な手続き

Q&A

＜主な必要のある手続き（番号は図1に対応）＞

① 届出に係る事項の説明・告知（対象：工事受注者）

対象建設工事を請負おうとする者は、発注者及び下請業者に対し、分別解体等の計画などの必要事項について、書面で説明・告知しなければなりません。

② 請負契約書面への記載（対象：工事発注者・工事受注者）

対象建設工事の請負契約(下請含む)書へ、分別解体の方法、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用、廃棄物を持ち込む予定の施設の名称を記載しなければなりません。

③ 事前届出（対象：工事発注者・自主施工者）

対象建設工事の発注者(自主施工者含む)は、工事に着手する日の7日前までに、都道府県知事に対して分別解体等の計画等を届け出なければなりません。

④ 標識の掲示（対象：工事受注者・解体工事業者）

解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識（解体工事業者登録票もしくは建設業の許可票）を掲示しなければなりません。

⑤ 完了の報告（対象：工事受注者）

元請負業者は、対象建設工事について再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に報告するとともに、再資源化等の実施状況の記録を作成し、保存しなければなりません。

また、これらの規定に違反した場合、罰則として最大で懲役1年又は50万円の罰金が、発注者、工事受注者、解体工事業者等へ科せられることになっています。

Q6. 建設リサイクル推進計画の対象となるのは どのような工事が

A6. 国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象としています。直接の対象は国土交通省所管公共工事ですが、他省庁や民間などが行う建設工事においても、建設副産物リサイクル広報推進会議及び各地方建設副産物対策連絡協議会の活動等を通じて、この計画が反映されることが期待されています。

<詳細>国土交通省が策定した「建設リサイクル推進計画2008」は、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象としています。つまり、国土交通省直轄工事や所管独立行政法人等工事はもとより国土交通省所管の補助事業も含めた全ての国土交通省所管公共工事を直接の対象としていますが、他省庁や民間などが行う建設工事においても、建設副産物リサイクル広報推進会議及び各地方建設副産物対策連絡協議会の活動等を通じて、この計画が反映されることが期待されています。

建設リサイクルの状況は地域によって異なるため、国土交通省による「建設リサイクル推進計画2008」を踏まえた上で、各地方建設副産物対策連絡協議会において地方ごとの計画を策定することとされており、中部地方建設副産物対策連絡協議会による「建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）」は、その中部地方を対象にした推進計画です。中部地方において工事を行う関係者は、この計画に従うことが望まれています。

建設リサイクル推進計画2008

品目別の再資源化率目標（H24）

・コンクリート塊	98%以上
・アスファルト・ コンクリート塊	98%以上
・建設発生木材	77%
・建設発生木材 (再資源化等率)	95%以上
・建設汚泥 (再資源化等率)	82%
・建設混合廃棄物 (排出量)	205万 t
・建設廃棄物全体 (再資源化等率)	94%
・建設発生土 (有効利用率)	87%

図4 建設リサイクル推進計画2008
における目標値

Q&A

**Q7. リサイクル原則化ルールとはどのようなルールか？
対象工事は？**

A7. 国土交通省が発注する公共工事において、経済性のいかんにかかわらず特定の建設副産物のリサイクルを原則として実施することを定めたものです。自治体が発注する公共工事においても、本ルールに即したリサイクル促進が求められています。

<詳細>リサイクル原則化ルールとは、国土交通省が発注する公共工事において、経済性のいかんにかかわらず特定の建設副産物のリサイクルを原則として実施することを定めたものです。自治体が発注する公共工事においても、本ルールに即したリサイクル促進を求めています。

リサイクル原則化ルール 主なルール

- ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設発生土、建設汚泥について、再資源化施設への搬出、または他工事現場での利用（建設汚泥のみ）、50km 以内の他の建設工事への搬出（建設発生土のみ）の義務付け。
- ・再生アスファルト合材、再生砕石、建設発生土、建設汚泥処理土の利用の義務付け。

このルールにより、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の再資源化率は飛躍的に向上し、最近では100%近い状況にあります。今後も本ルールに即した継続的なリサイクルへの取り組みが望まれています。

Q&A

Q8. 建設リサイクルを行う際の、具体的な手順に関する指針はないか？

A8. 国土交通省が発注する公共工事においては、「建設リサイクルガイドライン」に、推進計画の目標値を達成させるための方法・様式が記載されています。リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項・手順についてまとめられています。また、自治体が発注する公共工事においても、本ガイドラインに即したリサイクル促進が求められています。

<詳細>国土交通省が発注する公共工事においては、H14年に発表された「建設リサイクルガイドライン」に、推進計画の目標値を達成させるための方法・様式が記載されています。このガイドラインは、目標値達成のために、「事業の初期の段階から、実施の各段階におけるリサイクルの検討状況を把握・チェックすることで、リサイクル原則化ルールの徹底など公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である」との認識に基づき作られました。また、自治体が発注する公共工事においても、本ガイドラインに即したリサイクル促進が求められています。

リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項・手順についてまとめられています。まとめられている手順は図1のようになっています。

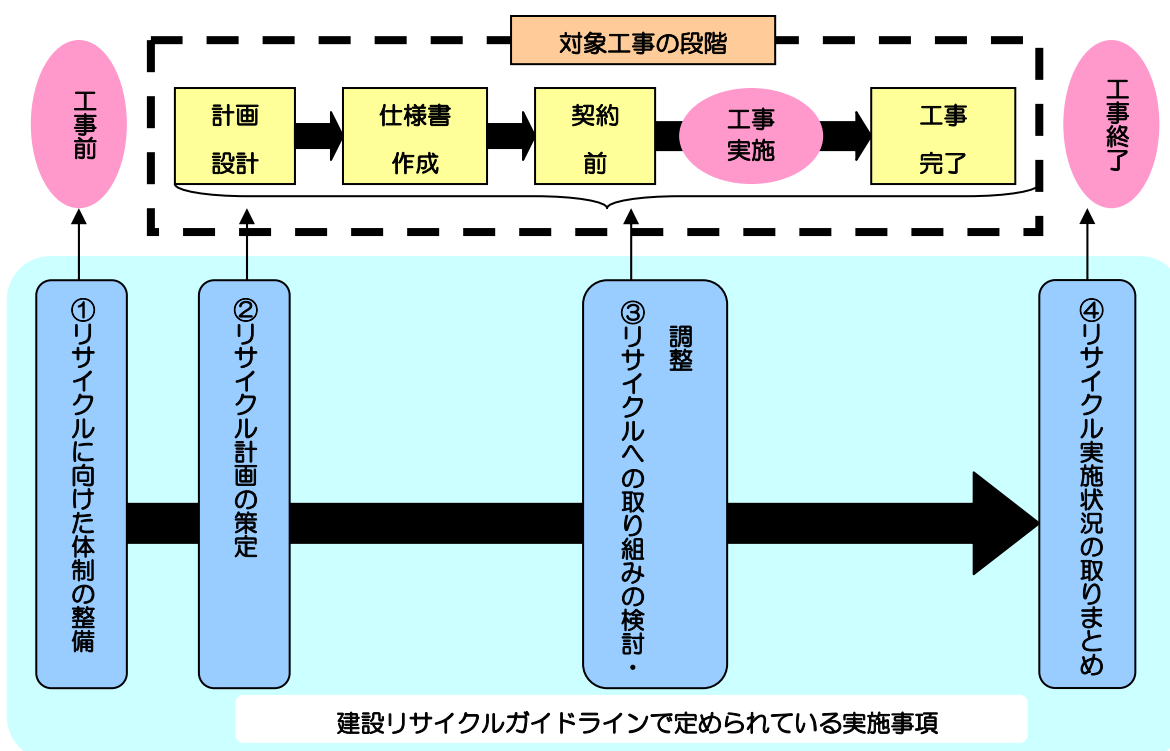


図1 建設リサイクルガイドラインで定められている実施事項と工事の執行段階

Q&A

Q9. グリーン購入法とはどのようなものか？対象工事は？

A9. 国等の公的機関が率先して環境物品の調達を推進し、環境物品の適切な情報提供を促進することが定められている法律です。対象となる工事は国による公共工事、地方公共団体による公共工事、民間工事は努力規定となっています。

＜詳細＞グリーン調達とは、企業などが製品の原材料・部品や事業活動に必要な資材やサービスなどを調達するとき、環境への負担が少ないものから優先的に選択することをいいます。グリーン購入法はグリーン購入を後押しする法律で、「国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品に関する適切な情報提供を促進すること」が定められており、地方公共団体は国に準ずるものとされ、民間は努力規定となっています。特に重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類を「特定調達品目」として指定し、その判断基準が定められています（本編 p.40参照）。建設工事に関しては、国土交通省が建設工事に関するグリーン購入法特定調達品目を公表しています。

国土交通省管轄工事における主な特定調達品目の調達推移は右のグラフのようになっています。（図1 国土技術政策総合研究所「公共工事におけるグリーン調達について」より）。その実績について、再生材を使用した場合にその含有量だけの廃棄物が削減されたものとして試算した結果は、平成19年度は約1,063万トンの廃棄物が削減されたこととなります。

一方、地方公共団体の公共工事においては、主に「（調達に関する）情報が少ない」といった理由で特定調達品目が十分に調達されていない現状があるようです。（図2、3 国土技術政策総合研究所「公共工事におけるグリーン調達について」より）。

対策として国土交通省では、現場の実務担当者が特定調達品目を調達する際に必要な情報を取りまとめた「特定調達品目調達ガイドライン」（土木品目を対象）を作成しています。

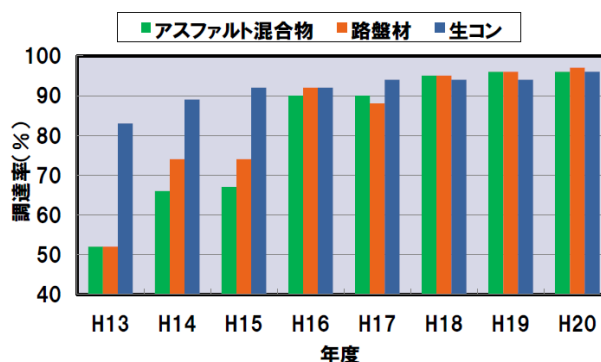
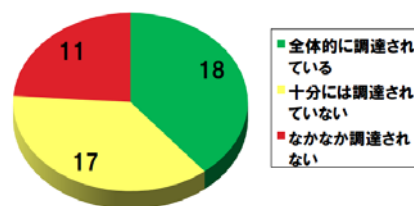


図1 国土交通省工事における主な特定調達品目の調達率の推移



（47都道府県及び13政令市に対して、公共工事におけるグリーン調達の取り組み状況についてアンケート調査を行い、上記質問については46団体から回答を得た）

図2 地方公共団体における調達状況

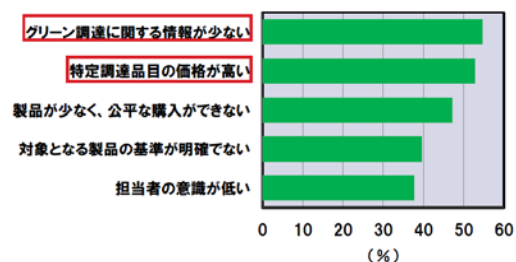


図3 地方公共団体におけるグリーン調達の阻害要因

参照⇒本編 p.40～41 5 グリーン購入法

Q10. 公共工事土量調査とはどのようなものか？ 対象となる機関と工事は？

A10. 建設発生土の工事間利用を促進させるために、土砂のフローを全体で一括管理・把握する調査です。対象は公共工事、うち 1000 m³以上の土砂の搬出または 500 m³以上の土砂の搬入、あるいは 1000 t 以上の建設汚泥の搬出がある工事となっています。

<詳細>公共工事土量調査とは、建設発生土を有効に活用するために、公共工事における土砂のフローを全体で一括管理・把握するための調査です。工事前に行った調査をもとに工事間利用調整を行い、事後の結果を確認して実態を把握することで、建設発生土の工事間利用調整を促進させることを目的としています。対象は公共工事、うち 1000 m³以上の土砂の搬出又は 1000 トン以上の建設汚泥の搬出又は 500 m³以上の土砂の搬入がある工事となっています。

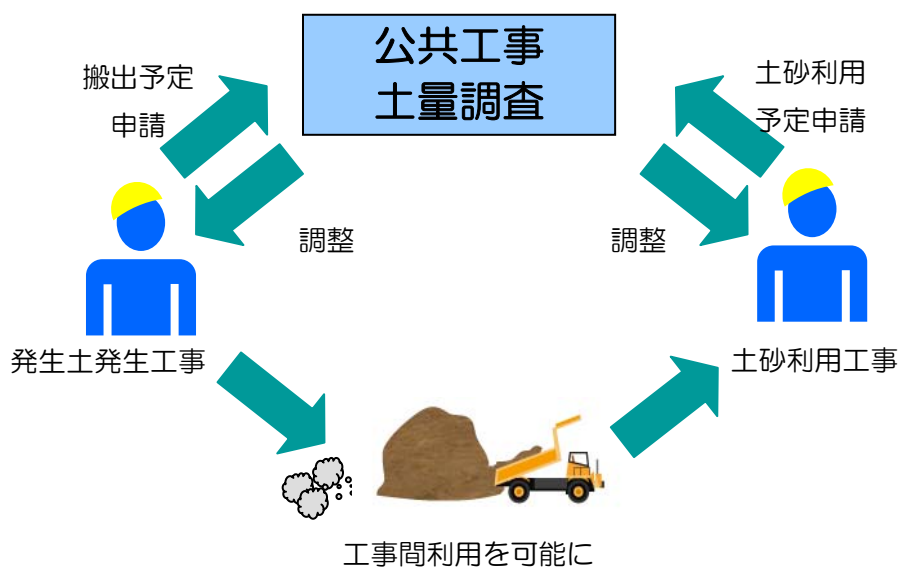


図9 公共工事土量調査のイメージ

各地方建設副産物対策連絡協議会等が、各公共工事の発注者を対象に、対象年度前に土量、土質、搬出・搬入時期等の工事情報の調査を実施するとともに、そのとりまとめ結果を各公共工事の発注者に配布し、建設発生土の工事間利用調整の基礎資料としています。

中部地方においては、調査対象工事を、100 m³以上の土砂搬出入がある工事に拡充しています。

Q&A

Q11. 土量調査、リサイクル原則化ルール以外の 工事間利用促進策は??

A11. 発生土の工事間利用については、地域内で工事間利用を促進させようと努力する自治体等で様々な取り組みがなされています。例えば静岡県の残土掲示板、愛知県の貯留土システム、東京都の発生土利用調整会議などがあげられます。

<詳細>発生土の工事間利用については、地域内で工事間利用を促進させようと努力する自治体等で様々な取り組みがなされています。例えば静岡県の残土掲示板、愛知県の貯留土システム、東京都の発生土利用調整会議などです。例を表1に示しました。

表1 工事間利用促進策の例

	自治体等	取り組みの名称
中部地方	静岡県	残土掲示板
	愛知県	貯留土システム
その他の地域	東京都	発生土利用調整会議
	近畿地方整備局	利用調整計画提供
	北海道	土砂バンク

参照⇒本編 p47～54

発生土対策①～③

Q12. リサイクル原則化ルール、グリーン購入法以外の リサイクル促進策は?

A12. 国による促進策以外にも、独自に制度を創設している都道府県もあります。例えば愛知県では「あいくる」というリサイクル材認証制度を設け、認証材の普及を目指しています。中部地方の他の県でも同様のリサイクル材認証制度があります。

自らが出す副産物について再資源化行為を行う以外に、リサイクル建材を使用することもリサイクルの促進につながります。グリーン購入法など、国による促進策以外にも、独自に制度を創設している都道府県もあります。例えば愛知県の「あいくる」は、愛知県が独自に行っているリサイクル認証制度で、愛知県が「あいくる材」として認めた資材は県の工事で率先利用されることになっています。

また、一般財団法人建設物価調査会が運営している「エコ・リサイクルナビ」では、リサイクル資材のデータベースがホームページ (<http://recycle.kensetu-navi.com/>) に公開されており、リサイクルの促進に取り組みたい方であれば誰でも活用することができます。

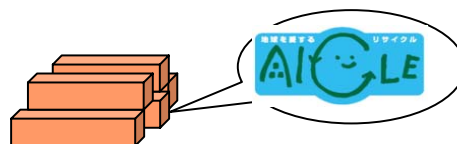
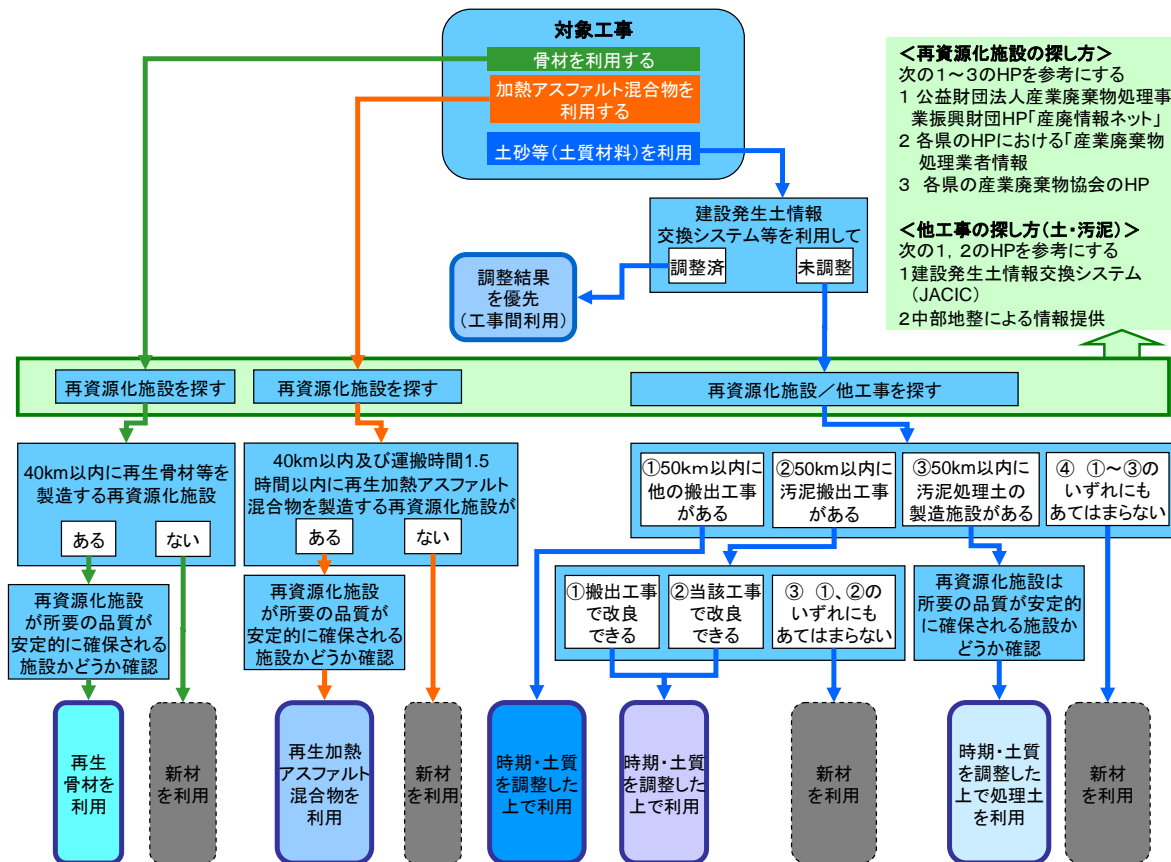


図10 あいくる材のロゴマーク

リサイクル原則化ルール

② 再生資材の利用



※再資源化施設のリストについては別添資料参照

リサイクル原則化ルール

2 リサイクル原則化ルールのチェックリスト

① 建設副産物の工事現場からの搬出

(1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を搬出する場合	
<input type="checkbox"/> yes	周辺に再資源化施設があるか確認しましたか？
<input type="checkbox"/>	再資源化施設に搬出してください。
(2) 建設発生木材を搬出する場合	
<input type="checkbox"/> yes	周辺に再資源化施設があるか確認しましたか？
<input type="checkbox"/>	現場から50km以内に再資源化施設がありましたか？
<input type="checkbox"/> yes	再資源化施設に搬出してください。
<input type="checkbox"/> no	縮減（焼却）を行った上で最終処分してください。
※ただし、次の①、②の両方に該当する場合は、縮減でも可	
<ul style="list-style-type: none"> ① 工事現場から再資源化施設まで、車両が通行する道路が整備されていなかった。 ② 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い。 	
(3) 建設発生土を搬出する場合	
<input type="checkbox"/>	建設発生土情報交換システム等を利用して工事間利用調整を行いましたか？
<input type="checkbox"/> yes	建設発生土情報交換システム等での調整結果を優先してください。
<input type="checkbox"/> no	周辺の他の建設工事を探しましたか？
<input type="checkbox"/> yes	現場から50km以内に他の建設工事がありましたか？
<input type="checkbox"/> yes	土質・工期を確認した上で利用調整し、他の工事現場に搬出してください。
<input type="checkbox"/> no	受入地に搬出してください。
(4) 建設汚泥を搬出する場合	
<input type="checkbox"/>	建設発生土情報交換システム等を利用して工事間利用調整を行いましたか？
<input type="checkbox"/> yes	建設発生土情報交換システム等での調整結果を優先してください。
<input type="checkbox"/> no	現場内改良ができますか？
<input type="checkbox"/> yes	周辺の他の建設工事を探しましたか？
<input type="checkbox"/>	現場から50km以内に他の建設工事がありましたか？
<input type="checkbox"/> yes	他の建設工事現場に搬出してください。
<input type="checkbox"/> no	縮減（脱水等）を行ったうえで最終処分してください。
<input type="checkbox"/> no	周辺に再資源化施設があるか確認しましたか？
<input type="checkbox"/>	次の3つのどれにあてはまりますか？
	① 施設経由で50km以内に他工事がある
	② 製品化施設が50km以内にある
	③ ①、②どちらにも当てはまらない
<input type="checkbox"/> ①	再資源化施設に搬出してください。
<input type="checkbox"/> ②	製品化のために再資源化施設に搬出してください。
<input type="checkbox"/> ③	処分場に搬出してください。

リサイクル原則化ルール

② 再生資源の利用

(1) 骨材を使用する場合	
<input type="checkbox"/> yes	周辺に再生骨材を製造する再資源化施設があるか確認しましたか？
<input type="checkbox"/>	現場から40km以内に再生骨材を製造する再資源化施設がありましたか？
<input type="checkbox"/> yes	<input type="checkbox"/> 再生材を利用してください。
<input type="checkbox"/> no	<input type="checkbox"/> 新材を利用してください。
(2) 加熱アスファルト混合物を使用する場合	
<input type="checkbox"/> yes	周辺に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設があるか確認しましたか？
<input type="checkbox"/>	現場から40km以内及び運搬時間1.5時間以内に再生加熱アスファルトを製造する再資源化施設がありましたか？
<input type="checkbox"/> yes	<input type="checkbox"/> 再生加熱アスファルト混合物を使用してください。
<input type="checkbox"/> no	<input type="checkbox"/> 新材を使用してください。
(3) 土を使用する場合	
<input type="checkbox"/>	建設発生土情報交換システム等を利用して工事間利用調整を行いましたか？
<input type="checkbox"/> yes	<input type="checkbox"/> 建設発生土情報交換システム等での調整結果を優先してください。
<input type="checkbox"/> no	<input type="checkbox"/> yes 周辺の再資源化施設及び他工事を探しましたか？
<input type="checkbox"/>	次の4つのどれにあてはまりますか？
	①50km以内に他の搬出工事がある ②50km以内に建設汚泥搬出工事がある ③50km以内に建設汚泥処理土の製造施設がある ④ ①～③のいずれにもあてはまらない
①	<input type="checkbox"/> 時期・土質を考慮した上で建設発生土を使用してください。
②	<input type="checkbox"/> 次の3つのどれにあてはまりますか？
	①搬出工事で改良できる ②当該工事で改良できる ③ ①、②のどちらにもあてはまらない
①,②	<input type="checkbox"/> 時期・土質を考慮した上で建設汚泥処理土を使用してください。
③	<input type="checkbox"/> 新材を使用してください。
③	<input type="checkbox"/> 再資源化施設は所要の品質が安定的に確保される施設か確認してください。
④	<input type="checkbox"/> 新材を使用してください。